

今治一般廃棄物最終処分場の水質検査結果

年度	令和7年度
施設名称	今治一般廃棄物最終処分場
所在地	今治市桜井甲1165-1

●公表事項 地下水に関する水質検査結果

*放流水について、浸出水処理施設は運転を休止しており、他の施設で処理を行っている。

検査項目	単位	(*)基準値	検査結果																										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月															
地下水（上流観測井戸）	電気伝導率	mS/m	-	33.1																									
	塩化物イオン	mg/L	-	10																									
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-																									
	総水銀	mg/L	0.0005以下	-																									
	カドミウム	mg/L	0.003以下	-																									
	鉛	mg/L	0.01以下	-																									
	六価クロム	mg/L	0.05以下	-																									
	砒素	mg/L	0.01以下	-																									
	全シアン	mg/L	検出されないこと	-																									
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-																									
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-																									
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-																									
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-																									
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-																									
	1.2 - ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-																									
	1.1 - ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-																									
	1.2 - ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-																									
	1.1.1 - トリクロロエタン	mg/L	1以下	-																									
	1.1.2 - トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-																									
	1.3 - ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-																									
	チウラム	mg/L	0.006以下	-																									
	シマジン	mg/L	0.003以下	-																									
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-																									
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-																									
	セレン	mg/L	0.01以下	-																									
	1.4 - ジオキサン	mg/L	0.05以下	-																									
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-																										
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	-																										
地下水（下流観測井戸）	電気伝導率	mS/m	-	138																									
	塩化物イオン	mg/L	-	330																									
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-																									
	総水銀	mg/L	0.0005以下	-																									
	カドミウム	mg/L	0.003以下	-																									
	鉛	mg/L	0.01以下	-																									
	六価クロム	mg/L	0.05以下	-																									
	砒素	mg/L	0.01以下	-																									
	全シアン	mg/L	検出されないこと	-																									
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-																									
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-																									
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-																									
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-																									
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-																									
	1.2 - ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-																									
	1.1 - ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-																									
	1.2 - ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-																									
	1.1.1 - トリクロロエタン	mg/L	1以下	-																									
	1.1.2 - トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-																									
	1.3 - ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-																									
	チウラム	mg/L	0.006以下	-																									
	シマジン	mg/L	0.003以下	-																									
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-																									
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	-																									
	セレン	mg/L	0.01以下	-																									
	1.4 - ジオキサン	mg/L	0.05以下	-																									
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-																										
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	-																										

(※1) 基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」による。